(傍線の部分は改正部分)

# 改正案

(添付書類の記載事項等)

### 第五条 (略)

て同じ。)の長の証明書をもって代えることができる。 て同じ。)の長の証明書をもって代えることができる。 第二号の二におい 十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)につい 十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)につい 明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第 明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第 2 法第五条第一項に規定する許可申請書には、法第五条第二項各号 2

#### 〜三 (略)

以下同じ。)又は監査法人の監査を受けたものに限る。第二十条百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。に代わる書面(公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第四)直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれら

第一項第六号において同じ。

3 (略)

五・六

(略

(不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項

対象不動産である不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十るもの(不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が第二十条 法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げ

(添付書類の記載事項等)

現

行

第五条 (略)

て同じ。)の長の証明書をもって代えることができる。に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。ただに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。ただに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。ただに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。ただに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。ただに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。ただに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。ただに掲げる書類の長の証明書をもって代えることができる。

一~三 (略)

に代わる書面 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれら

五・六(略)

3 (略)

(不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項

対象不動産である不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十るもの(不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が第二十条 法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げ

にあっては、第三十四号から第三十九号までに掲げるものを除く。 の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合 五号から第十七号までに掲げるものを、対象不動産変更型契約以外 とする。

#### ~ 六 (略)

の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨 不動産特定共同事業者の事業開始日を含む事業年度の直前1 三年

### (略)

名称又は氏名、 の有無並びに当該業務を委託する場合には委託先の商号若しく 不動産特定共同事業に係る業務 住所又は所在地及び委託する業務の内容 (軽微なものを除く。 の委託

社と不動産特定共同事業者との関係、 ものをいう。 料収入の総額をいう。 場合にあっては当該契約締結の相手方をいう。 動産特定共同事業者等(不動産特定共同事業者及び不動産特定共 る重要な取引(当該取引の額が全賃料収入(対象不動産に係る不 関係会社をいう。 同事業者が対象不動産について売買契約を締結した相手方がある 関係会社 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第八項に規定する (財務諸表等の用語、 の有無並びに当該取引がある場合には当該関係会 以下同じ。 以下同じ。 との間の不動産特定共同事業に係 の十パ 様式及び作成方法に関する規 当該関係会社の商号又は名 ] セント以上を占める 以下同じ。 ) の賃

新規

(略)

所在地、

取引の額及び取引の内容

対象不動産に係る不動産取引の内容に関する次の事項

#### (略)

がある場合には借入先の属性 出資を伴う契約にあっては、 借入れの有無並びに当該借入れ 借入金額 返済期限、 直前の事

十一 対象不動産に係る不動産取引の内容に関する次の事項九・十 (略)

出資を伴う契約にあっては、 借入れ 0 有無

の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合 二号から第十四号までに掲げるものを、対象不動産変更型契約以外 にあっては、 第三十一号から第三十六号までに掲げるものを除く。

) とする。

一~六 (略)

七 · 八

略

〔新規

返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入れの目的及び使業年度の借入残高、当該事業年度及び借入期間における利率、

泛

ニ・ホ(略

十五 対象不動産に関する次の事項

イ~チ

(略)

名 称

該調査を受けた場合にはその結果の概要及び調査者の氏名又は

対象不動産の状況に関する第三者による調査の有無並びに当

十六 (略)

より開示できない場合にあってはその旨)という。)がある場合にあっては次の事項(やむを得ない事情に共同事業者等が賃貸借契約を締結した相手方(以下「テナント」十七 対象不動産(建物である場合に限る。)に関して不動産特定

口~ホ (略)

十八(略)

十九 第二十三条第一号の期間(以下この条において「報告対象期

ニ・ホ (略)

十二 対象不動産に関する次の事項

イ〜チ (略)

十三 (略)

十四 対象不動産 (建物である場合に限る。) に関して不動産特定十四 対象不動産 (建物である場合に限る。) がある場合にあっては次の事項 (やむを得ない事情により開示できない場合にあっては当該契約締結の相手方をいう。以下同じ。) がある場合にあを締結した相手方(以下「テナント」という。) が賃貸借契約を締結した相手方がある場合にある場合に限る。) に関して不動産特定

(各年同一日における稼働率をいう。以下同じ。)の推移ことが可能である面積の総計をいう。)及び最近五年の稼働率と締結した賃貸借契約に係る面積の総計をいう。以下同じ。)、全賃貸一共同事業者等の賃料収入の総額をいう。以下同じ。)、全賃貸共同事業者等の賃料収入の総額をいう。以下同じ。)、全賃貸工の金額をである面積の総計をいう。以下同じ。)、全賃貸工の金額をである。以下同じ。)、全賃貸工の金額である。以下同じ。)、全賃貸工の金額である。以下同じ。)、全賃貸工の金額である。以下同じ。)、全賃貸工の金額である。以下同じ。)の推移

口~ホ (略)

十五 (略)

十六 第二十三条第一号の期間(以下「報告対象期間」という。)

定がある場合には監査を受ける範囲る公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無及びその予間」という。)に係る同条第三号及び第四号に掲げる事項に対す

### 一十~三十七 (略)

失の状況並びに当該不動産特定共同事業に係る財産の状況 動産取引の内容、当該不動産取引から生じた収益又は利益及び損 告対象期間の直前の報告対象期間に係る不動産特定共同事業の不 三十八 第三十六号の場合における、当該勧誘の開始日の属する報

### 三十九・四十 (略)

掲げる事項を説明するものとする。 - 一十八号及び第二十九号に掲げる事項については、少なくとも、次に十八号及び第二十九号に掲げる事項については、少なくとも、次にをする場合において、前項第十四号、第十六号、第二十一号、第二不動産特定共同事業者は、法第二十四条第一項の規定による説明 2

動産とする場合にはその旨項については、自己の固有財産、関係会社が有する資産を対象不可については、自己の固有財産、関係会社が有する資産を対象不可前項第十四号イのその他対象不動産を特定するために必要な事

鑑定評価の結果及び方法の概要(当該鑑定評価の年月日を含む。定士による鑑定評価の有無並びに当該鑑定評価を受けた場合には一 前項第十六号に掲げる対象不動産の価格については、不動産鑑

三 前項第二十一号に掲げる事項について次に掲げる事項)並びに鑑定評価を行った者の氏名

四 前項第二十八号に掲げる事項について次に掲げる事項

(略

### 十七~三十四(略)

### 三十六・三十七(略)

掲げる事項を説明するものとする。
| 十五号及び第二十六号に掲げる事項については、少なくとも、次に明をする場合において、前項第十一号、第十三号、第十八号、第二の手定共同事業者は、法第二十四条第一項 の規定による説

対象不動産とする場合にはその旨

対象不動産とする場合にはその旨

対象不動産とする場合にはその旨

対象不動産とする場合にはその旨

対象不動産とする場合にはその旨

対象不動産とする場合にはその旨

定士による鑑定評価の有無 一 前項第十三号に掲げる対象不動産の価格については、不動産鑑

一 前項第十八号に掲げる事項について次に掲げる事項

### イ~ハ (略)

兀

前項第二十五号に掲げる事項について次に掲げる事項

#### 1~1 (略)

イ・ロ (略)五 前項第二十九号に掲げる事項について次に掲げる事項

### (分別管理の方法)

出版のではある。 本動産特定共同事業契約に係る財産と分別して管理するところにより、不動産特定共同事業契約に係るものを除く。)に掲げ当該対象不動産の賃貸を行わないものに係るものを除く。)に掲げ当該対象不動産の賃貸を行わないものに係るものを除く。)に掲げるところにより、不動産特定共同事業契約に係る財産を自己の固有るところにより、不動産特定共同事業契約に係る財産を自己の固有るものとする。

すること。

一次条に定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成

管理すること。
一不動産特定共同事業契約に係る財産のうち不動産特定共同事業契約に係る財産のうち不動産特定共同事業

# (業務に関する帳簿書類の作成等)

#### -----(略)

一~六

略

### イ〜ハ (略)

イ・ュー (各) 五 前項第二十六号に掲げる事項について次に掲げる事項

〔新規

# (業務に関する帳簿書類の作成等)

不動産特定共同事業契約に係る財産と分別して管理するものとすると、 
一つて不動産特定共同事業契約に係る財産を自己の固有財産及び他の 
一つて不動産特定共同事業契約に係る財産を自己の固有財産及び他の 
一方のでである、 
一方のである、 
一方のである、 
一方のである、 
一方のである、 
一方のである、 
一方のである、 
一方のである、 
一方のである、 
一方のとする 
一方のとする

第二十六条 (略)	第二十六条(略)
(事業報告書の様式)	(事業報告書の様式)
〔新規〕	八の第一号の期間における第二十条第一項第十四号ハに掲げる事項()
〔新規〕	当該不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に係るものに限ると、第一号の期間における第二十条第一項第十一号に掲げる事項(
	) 該不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に係るものに限る。
〔新規〕	六 第一号の期間における第二十条第一項第十号に掲げる事項(当
五(略)	五 (略)
	おける当該不動産特定共同事業契約に係る財産の状況
四 基準日における当該不動産特定共同事業契約に係る財産の状況	四 第一号の期間及びその直前三年の各期間のそれぞれ満了の日に
損失の状況並びに運用の経過	ら生じた収益又は利益及び損失の状況並びに運用の経過
不動産取引の内容、当該不動産取引から生じた収益又は利益及び	前三年の各期間内に営んだ不動産取引の内容、当該不動産取引か
三 当該不動産特定共同事業契約に基づき第一号の期間内に営んだ	三 当該不動産特定共同事業契約に基づき第一号の期間及びその直
貸若しくは賃貸の委任の目的である財産の共有持分	の共有持分
) における当該事業参加者の出資に係る持分、出資の割合又は賃	持分、出資の割合又は賃貸若しくは賃貸の委任の目的である財産
二 第一号の期間の満了の日 (第四号において「基準日」という。	二 第一号の期間の満了の日における当該事業参加者の出資に係る
一 (略)	一 (略)
を事業参加者に対し交付しなければならない。	し交付しなければならない。
について次に掲げる事項を記載した財産管理報告書を作成し、これ	る事項を記載した財産管理報告書を作成し、これを事業参加者に対
当該期間における不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況	不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況について次に掲げ
第二十三条 不動産特定共同事業者は、一年を超えない期間ごとに、	第二十三条 不動産特定共同事業者は、一年を超えない期間ごとに、
(財産管理報告書の作成及び交付)	(財産管理報告書の作成及び交付)
2・3 (略)	2・3 (略)

- 7 -